

○

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連續する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（従属業務等） 第三十五条　〔略〕	（従属業務等） 第三十五条　〔同上〕
2　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは 、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。） とする。	2　〔同上〕
一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合の業務（農業協同組合にあっては、法第十一条第二項に規定する信用事業に限り、第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介	一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合の業務（農業協同組合にあっては、法第十一条第二項に規定する信用事業に限り、第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介
一の二　次に掲げる業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介	一の二　次に掲げる業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介
「イヽニ　略」	「イヽニ　同上」
「一の三・一の四　略」	「一の三・一の四　同上」
「一の五　資金決済に関する法律第二条第十八項に規定する電子	「号を加える。」

決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）

一の六～一の十  
〔二～三十一 略〕  
〔3～5 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

一の五～一の九  
〔二～三十一 同上〕  
〔3～5 同上〕